

ジェイアールバス東北本部

第3号

2020年8月8日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983

発責：佐藤 秀一

編集：情宣部

申
1
号

古川営業所の仙台支店への 業務移管に関する申入れを行う！

ジェイアールバス東北本部は、今年5月に古川営業所の仙台支店への業務移管についてジェイアールバス東北会社より説明を受けて以降、職場の廃止という厳しい現実を突き付けられた古川分会の組合員と共に職場集会を重ね議論を展開してきました。

古川営業所の組合員・社員は、これまで会社の発展と営業所存続に向けて様々な会社施策に協力し、収益確保のため努力してきました。この間の古川営業所の組合員・社員の努力からすれば割り切れない思いはありますが、コロナ禍の厳しい社会情勢と経営環境を考慮したうえで会社の将来を見据え、労働組合としてこの現実に対し冷静に向き合い労使でしっかりと議論していかなければならないと考えています。

雇用と労働条件を守るとともに、組合員・社員の不安を解消するために職場の声をもとに下記の通り申し入れを行いました。

記

1. 古川営業所が地域に果たしてきた役割について明らかにすること。
2. 古川営業所の仙台支店への業務移管に至った理由を具体的に明らかにすること。
3. 古川営業所で勤務する社員の配転等については、家庭状況を踏まえ本人希望を最大限尊重すること。
4. 今回の業務移管を理由に退職する社員に対しては、残余の年休の消化方法や退職理由等について、本人の意向を踏まえ、不利益とならないようにすること。
5. 他箇所からの転勤者においては、古川営業所の在籍期間も転勤期間に含めること。
6. 古川営業所の仙台支店への業務移管による車両清掃の設備、休憩箇所及び泊所等の施設については、関係する職場の意見を取り入れて整備すること。
7. 古川営業所の仙台支店への業務移管に伴う配転において、ロッカー等の設備に関して問題のないようにすること。
8. 古川営業所の仙台支店への業務移管による行路については、乗務員の負担が増加しないようにし、適正要員を確保すること。
9. ジェイアールバス東北会社の将来展望と現在の経営状況を踏まえた対策を明らかにすること。

**業務移管に伴う組合員の不安解消のため
職場の声を基礎に交渉へ繋げよう！**